

[事案 2024-334] 契約無効請求

・令和8年2月3日 裁定打切り

<事案の概要>

不適切な募集による、身に覚えのない契約であること等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年9月に契約した養老保険について、以下の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1) 不適切な募集による、身に覚えのない契約である。
- (2) 契約前において、契約についての詳細な説明はなく、妻から署名をするように言われて署名した。
- (3) 申込当日は、息子の保険金請求の手続きをするつもりだったが、契約の申込みをさせられた。
- (4) 申込当日に妻と募集人が玄関先で話をしていたところ、次男が通りかかった。募集人は妻からそれが息子であることを聞き、それを長男であると誤解して、本契約の同席者として長男の氏名を記入したものである。当日、長男は仕事で家にいなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は募集人と相対したうえで、契約内容について設計書等で説明を受け、申込書類等に署名している。このように申込手続を行った場合、申込書類の記載内容の確認や募集人への内容確認により手続内容を容易に把握できる状況にあったのだから、契約の申込みを意味するとの理解ができないままに申込書類等に署名したとは考えがたい。
- (2) 平成26年の被保険者の住所変更請求書や、平成27年の契約関係者の氏名変更請求書にも申立人の署名等があることから、申立人は契約の存在を明確に認識しつつ契約を継続しており、本契約は申立人の意向に沿うものであった。
- (3) 実際に同席したのは長男ではなく次男であったとの主張については、申立人の主張の真偽にかかわらず申込みの意思決定に影響はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込時の説明や手続の状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 事情聴取における申立人の発言からは、主張の内容や主張の裏付けとなる事情が不明確であり、把握ができなかった。また、契約申込に至った経緯や契約関係書類記入時の状況については、申立人が記憶していない部分も多いことがうかがわれ、事情聴取によっても、裁定申立書に記載された事実を認定することができなかった。
- (2) 申立人は、事情聴取において、申込書への署名捺印の事実を否認しているため、必要に応じて筆跡鑑定等の手続を行い、慎重に事実関係を確認すべきであると考えられる。しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、筆跡鑑定のような手続を実施すること

はできないことから、文書の真正につき適切な判断をすることは困難である。